

食品安全強化法の提唱

NPO食品安全グローバルネットワーク・事務局長 鈴鹿医療科学大学薬学部 中村幹雄

販賣・パン・菓子45万個、マルハニチロ農薬汚染640万個、はごろも・ツナ缶詰672万个と大規模な食品の回収、ホテルから百貨店におよぶ全国規模の大規模な食材偽装など食品問題が日常茶飯事となっている。食品偽装は、「騙し」が問題にされ、景品表示法が取りざたされるが、食品アレルギー防止のための「表示」あるいは「情報伝達」、即ち「安全」の問題は、忘れられようとしている。

なぜ、これほど大規模な食品問題が発生するのか？ 食の現況はどうなっているのか？ 食の安全問題を考える必要がある。生鮮の購入（家庭のまな板と包丁の役割）が低下し、加工食品・中食（弁当・惣菜）・外食の比重が圧倒的に高くなつた。生鮮・穀類の輸入から中間品・加工品の輸入にシフトし、国内の食品工場では、原料からの生産の割合が大幅に低下し、小分け、油調、過熱、保存温度の変更のような最終工程のみとなつてきた。国レベルでの空洞化と併せて生産現場での外注化・非正規社員化、さらには「管理の偽装」まで横行する異常事態となつている。こうした実態にもかかわらず、大手のマスコミは、読者・聴者の減少を埋め合わせる広告収入依存経営に陥つたためか、「大本営発表」に終始している。

こうした状況を打破し、食の安全を確保するため、6つの要求を「食品安全強化法」にまとめ、提唱することにした。

1 食の安全に関する食品関係事業者の責務

食品安全基本法第8条の「食品関連事業者の責務」を果たさせる。「自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給工程の各段階において適切に講ずる責務」を定めた。

2 消費者法ニュースNo99 2014.4

い。「からしまヨネーズ」で「卵」を想起させる代替表記、タンパク質を含有しアレルギー症例も報告されている増粘多糖類の個別の物質名が表記されない等、食品添加物の表示は穴だらけである。①加工食品に限らず、中食・外食についても重要情報の提供の義務化、②アレルゲンに関する代替表記の廃止、③内閣府令第45号第11条に基づく「括名」による代替表記の廃止、併せて、別名及び簡略名も見直すことを求める。

4 食品添加物の安全性の確保

2013年7月に公表されたアメリカ合衆国食品药品局（米国FDA）の報告では、食品添加物の安全性の調査・評価が極めて不十分とされた。わが国では、平成7年の食品衛生法改正時に衆・参の厚生労働委員会で「速やかに既存添加物の安全性の見直しを行なう」と決議されたが、20年経過した今日において、完了していない。実施された試験についても試料等についての疑問もある。指定添加物についても、サリドマイド事件を受け、国会で提起された「催奇形性試験」について未実施の品目がある。一般飲食物添加物については、厚生労働省が作成した「例示」（消費者庁次長通知第377号別添3）の品目について安全性確認は完了していない。通知に基づき事業者が命名した一般飲食物添加物については、消費者庁は、安全性確認は無論のこと、品目すら把握していない。従つて、食品添加物の安全性が確保されていないことは明白である。①スクラロース以前に指定された指定添加物の安全性を再確認すること、②既存添加物の安全性確認を速やかに終えること、③一般飲食物の制度（食品安全法第10条）を廃止し、指定添加物の範疇に納めること、④香料についての「類指定」の制度を廃止するが、制度を継続するときは、品目を告示することを求める。

2 全ての食品関係事業者の登録と固有記号表示の廃止

食品供給工程の全ての段階で適正な（必要な）措置が取られているかどうかを行政（厚生労働省、地方公共団体、その他関係省庁）が把握できおらず、トレーサビリティーが取れない事態となつていている。これは、原料・中間品で頗著である。食品安全基本法第4条に基づくとともに、アメリカ合衆国で2011年1月4日に公布されたFSMA（米国食品安全強化法）に習い、①わが国で消費される食品を提供する国内外の食品関係事業者の登録、②厚生労働省による一定期間毎の検査、③未登録者の販売の禁止、未登録者からの輸入品の通関の拒否、等に必要な食品衛生法の第9章（第48条～56条）の整理・改正と検査体制の整備を行う。先づは、固有記号による代替表記（内閣府令第45号第10条）を直ちに廃止する。

3 原材料の全面表示の実現

「全面表示」といわれながら、食品添加物を含む原材料が全て表示されえいるわけではなく、食物アレルギーの防止に必要な情報が得られない

生監視員を設置すること、②輸入食品の検疫官を倍増すること、③地方公共団体に、専任の食品安全監視員を人口1万人につき1名程度配置できるように関係法令の整備と予算措置、を求める。

6 食の安全に関する施策の立案と執行に対する消費者による監視

食品安全委員会の専門調査会には、消費者側の委員が選任されていない専門調査会が存在する。未承認食品添加物の暫定的な流通にみられるよう、に、食の安全、あるいは消費者の不安を無視した、いわば事業者寄りの施策がなされている。①食品安全委員会の専門調査会に専門知識を有する消費者代表を登用すること（食品安全基本法第36条の改正）、②施策の実施状況の公表と国民の意見の聴取を定めた食品衛生法第65号の完全実施、等を求める。

わが国の食の安全システムは欠陥だらけで、消費者の権利である「選択の権利」が実現できるような状態には至っていない。また、食の「テロ」に対するもの全く無防備であることが、マルハニチロの農薬汚染問題への対処で明白になった。現行制度の欠陥を大幅に改善し、食の安全が担保され、消費者の権利である「選択」の権利がスマーズに求められるようには根本的な制度改正を求めるものである。

食品安全基本法が成立する1年前の2002年5月23日に、自由民主党の食品安全確保に関する特命委員会（委員長：野呂田芳成・衆議院議員）がまとめた「食の安全確保に関する提言」で、「なお、リスク評価を実際に行なうに際しては、情報公開を第一として透明な議論により国民の信頼を確保するとともに、個々の危害（ハザード）ごとに専門家・科学者・消費者等で組織する個別の作業チームを食品安全委員会の下に設置し、評価を行い……」とし、消費者も個別の専門委員会に入ることが提言されたが、実際は消費者の最も関心の高い食品添加物や遺伝子組換え食品・食品添加物の専門調査会には入っておらず、この自民党の提言すら無視された状態が続いてきた。この辺りの改訂が急務であると申し上げて私の食品安全強化法の提唱とする。（作成：2014年1月11日）